

一関市告示第 91 号

高齢者安全運転支援装置設置費補助金交付要綱を次のように定め、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 27 日

一関市長 佐 藤 善 仁

一関市高齢者安全運転支援装置導入促進費補助金交付要綱

(目的)

第 1 高齢運転者の交通事故の防止及び事故時の被害軽減に資するため、自動車への後付け安全運転支援装置の設置又は安全運転サポート車の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で、一関市補助金交付規則（平成17年一関市規則第52号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付する。

(定義)

第 2 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 後付け安全運転支援装置 後付安全運転支援装置の性能認定実施要領(令和 2 年国土交通省告示第479号)第 3 条の規定による認定を受けたペダル踏み間違い急発進等抑制装置をいう。

(2) 自動車 道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)第 3 条に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車であつて、自動車検査証の自家用又は事業用の別(道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第35条の 3 第11号に規定する事項をいう。)が自家用であるものをいう。

(3) 安全運転サポート車 通義のすべてを搭載した自動車をいう。

ア 衝突被害軽減ブレーキ

イ ペダル踏み間違い急発進抑制装置

ウ 車線逸脱警報装置

エ 先進ライト

(4) 自動車販売事業者 自動車の販売を業として行う法人等をいう。

(補助金の交付対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」）は、市内に居住し、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 65歳以上である者（申請年度内に65歳に達する者を含む。）
- (2) 自らが使用する自動車に後付け安全運転支援装置を設置した者又は自らが使用する安全運転サポート車を自動車販売事業者から購入した者
- (3) 申請日時点で有効期限が満了していない自動車運転免許証を保有している者
- (4) 市税等を滞納していない者

(補助金の対象経費及び補助額)

第4 補助金の対象経費及びこれに対する補助額は、次のとおりとする。

補助金の対象経費	補助額
後付け安全運転支援装置の設置に要した経費	補助金の対象経費（交付対象者1人につき、後付け安全運転支援装置1台に限る。）の2分の1に相当する額以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、設置した後付け安全運転支援装置が障害物検知機能付きのものにあつては40,000円、その他のものにあつては20,000円を限度とする。
安全運転サポート車の購入に要した経費	40,000円

2 補助金の交付は、同一の交付対象者につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとする者は、高齢者安全運転支援装置導入促進費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）に次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる書類を添えて、購入した日の属する年度の末日までに、市長に提出しなければならない。

区分	交付申請時添付書類
後付け安全運転支援装置の設置	(1) 後付け安全運転支援装置を装着した自動車の自動車検査証の写し (2) 申請者の自動車運転免許証の写し (3) 後付け安全運転支援装置の設置に要した経費が確認できる領収書の写し (4) 高齢者安全運転支援装置導入促進費補助金誓約書（様式第2号） (5) その他市長が必要と認める書類
安全運転サポート車の購入	(1) 購入した安全運転サポート車の自動車検査証の写し (2) 申請者の自動車運転免許証の写し (3) 安全運転サポート車の購入に要した経費が確認できる領収書の写し (4) 高齢者安全運転支援装置導入促進費補助金誓約書（様式第2号） (5) 安全運転サポート車販売証明書（様式第3号） (6) その他市長が必要と認める書類

様式第1号（第6関係）

年 月 日

一関市長 様

(申請者)
住 所 〒
一関市
氏 名
生年月日 年 月 日 (歳)
電話番号

高齢者安全運転支援装置導入促進費補助金交付申請書兼請求書
高齢者安全運転支援装置導入促進費補助金交付要綱第6の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請し、請求します。

なお、高齢者安全運転支援装置導入促進費補助金の交付申請に当たり、資格確認のための住民基本台帳の閲覧及び市税の納付状況を確認することに関し、同意します。

- 1 申請種別（該当するものに○をつけてください。）
- (1) 障害物検知機能付きペダル踏み間違い急発進抑制装置の設置（補助上限4万円）
 - (2) ペダル踏み間違い急発進抑制装置の設置（補助上限2万円）
 - (3) 安全運転サポート車の購入（補助額4万円）

2 交付申請（請求）額 円

※以下、1で(1)(2)を選んだ方のみご記入ください。

設置にかかった費用 円 …①
(機器購入費用＋工賃)

計算式 ①÷2（千円未満切捨）＝ 交付申請（請求）額（上限4万円又は2万円）

3 補助金振込先（申請者以外の口座に振り込みする場合は、委任状が必要です。）

金融機関名		支店名	
口座番号	普通 ・ 当座		
(フリガナ) 口座名義			

様式第2号（第6関係）

高齢者安全運転支援装置導入促進費補助金誓約書

私は、補助金の交付を申請するに当たって、下記のとおり誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

年 月 日

住所：

氏名：

（署名又は記名押印すること）

記

- 1 私が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）でないこと。
- 2 私が、暴力団（暴対法第2条第2項に規定する暴力団を言う。以下同じ。）若しくは暴力団員の利益につながる活動を行わず、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有さない者であること。
- 3 転売を目的とした、安全運転サポート車及び後付け安全運転支援装置の導入でないこと。
- 4 導入した安全運転サポート車及び後付け安全運転支援装置を、営利目的に使用しないこと。

様式第3号（第6関係）

年 月 日

一関市長 様

【自動車販売事業者】

住 所
名 称
代 表 者 又 は
店長（営業所長）名

安全運転サポート車販売証明書

高齢者安全運転支援装置導入促進費補助金の申請において、下記のとおり、安全運転サポート車を販売したことを証明します。

記

対象車両	
車両登録番号	
登録年月日/交付年月日	
初度登録年月	
使用者	
販売価格	金 円（税込）
購入車両の種別 （該当するものに☑）	☐ 新車 ☐ 中古車
搭載されている装置 （該当する装置すべてに☑）	☐ 衝突被害軽減ブレーキ ☐ ペダル踏み間違い急発進抑制装置 ☐ 車線逸脱警報装置 ☐ 先進ライト 【装置の名称及び機能について】 装置の名称及び機能は、国土交通省が高齢運転者の交通事故防止対策の一環として位置付けた「安全運転サポート車」のうちサボカーSワイドの区分に該当するものをいう。

（販売担当者）

氏名		電話番号	
----	--	------	--